

国立大学法人鳴門教育大学男女共同参画推進室規程

平成27年7月8日

規程第38号

改正 平成29年3月 8日規程第27号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号）第19条の2及び第20条の規定に基づき、国立大学法人鳴門教育大学男女共同参画推進室の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 国立大学法人鳴門教育大学（以下「本学」という。）に、本学における男女共同参画を積極的に推進することを目的として、国立大学法人鳴門教育大学男女共同参画推進室（以下「推進室」という。）を置く。

(業務)

第3条 推進室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 男女共同参画推進のための企画、立案及び実施に関すること。
- (2) 男女共同参画推進に係る情報収集及び啓発活動に関すること。
- (3) その他男女共同参画の推進に関すること。

(組織)

第4条 推進室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事 1人
- (2) 学長が指名する教員 1人
- (3) 経営企画部総務課長
- (4) 学長が必要と認める者 若干人

(任期)

第5条 前条第2号及び第4号に規定する者の任期は、それぞれ2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(室長)

第6条 推進室に室長を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

2 室長は、推進室の業務を統括する。

(副室長)

第7条 推進室に副室長を置き、学長が指名する教員をもって充てる。

2 副室長は、室長を補佐するとともに、室長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 推進室に、第3条に掲げる事項を審議するため、男女共同参画推進室会議を置く。

(事務)

第9条 推進室の事務は、経営企画部総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、推進室の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成27年7月8日から施行する。
- 2 国立大学法人鳴門教育大学男女共同参画推進委員会規程（平成23年規程第50号）は、廃止する。
- 3 施行日において、第4条第2号及び第4号の規定に基づき選出された者の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。